

山梨県公報

号外第四十号

平成二十九年

九月八日

金 曜 日

施行の日から施行する。

目 次

条 例

○山梨県の事務処理の特例に関する条例の一部を改正する条例……………一

条例のあらまし

○ 山梨県の事務処理の特例に関する条例の一部を改正する条例(条例第二十九号)(耕地課)

- 1 土地改良法の一部改正に伴い、当該法令の条項を引用する規定を整理することとした。
- 2 この条例は、土地改良法等の一部を改正する法律の施行の日から施行することとした。

条 例

山梨県の事務処理の特例に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成二十九年九月八日

山梨県知事 後 藤 齋

山梨県条例第二十九号

山梨県の事務処理の特例に関する条例の一部を改正する条例

山梨県の事務処理の特例に関する条例(平成十一年山梨県条例第四十七号)の一部を次のように改正する。

第二条の表六の項ハ中「第八十七条の三第六項」を「第八十八条第六項」に改め、同項ホ中「第八十七条の三第六項」を「第八十八条第六項」に、「第十五項」を「第十四項」に改め、同項チ中「第百十三条の二第一項」を「第百十三条の三第一項」に改め、同項リ中「第百十三条の二第二項」を「第百十三条の三第二項」に改める。

附 則

この条例は、土地改良法等の一部を改正する法律(平成二十九年法律第三十九号)の

発行者 山梨県 甲府市丸の内一丁目六番一号
印刷所 (株)サンニチ印刷 甲府市北口二丁目六番